

## 医療や住まいとの連携も視野に入れた 第5期介護保険事業（支援）計画の策定

- 地域包括ケアの実現を目指すため、第5期計画（平成24～26年度）では次の取組を推進。
  - ・ 日常生活圏域ニーズ調査を実施し、地域の課題・ニーズを的確に把握
  - ・ 計画の内容（重点記載事項）として、認知症支援策、在宅医療、住まいの整備、生活支援を位置付け

### 日常生活圏域ニーズ調査

（郵送＋未回収者への訪問による調査）

- ・ どの圏域に、
- ・ どのようなニーズをもった高齢者が、
- ・ どの程度生活しているのか

地域の課題や  
必要となるサービス  
を分析

調査項目（例）

- 身体機能・日常生活機能（ADL・IADL）
- 住まいの状況
- 認知症状
- 疾病状況

### 介護保険事業（支援）計画

#### 【これまでの主な記載事項】

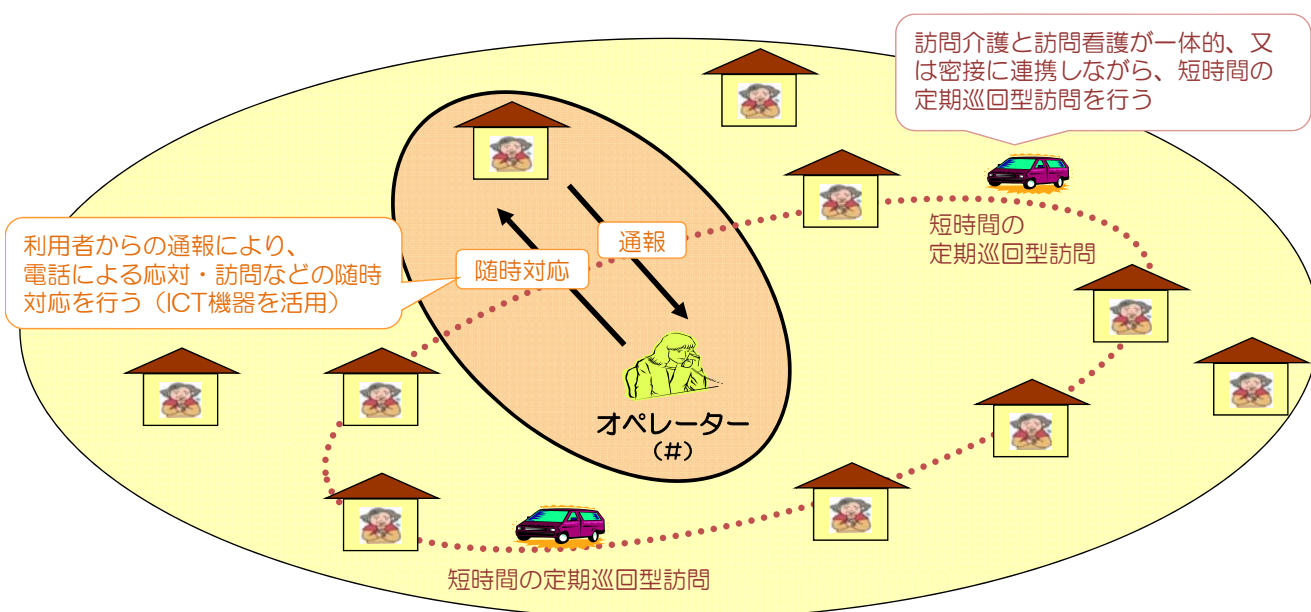
- 圏域の設定
- 介護サービスの種類ごとの見込み  
（認知症高齢者グループホーム、認知症デイ等）
- 施設・居住系サービスの必要利用定員  
（認知症高齢者グループホーム等）
- 地域支援事業（市町村）
- 介護人材の確保策（都道府県）など

#### 【地域の実情を踏まえて記載する新たな内容】

- 認知症支援策の充実  
（例：認知症を有する者の人数の把握、サポート体制の目標設定等）
- 医療との連携  
（例：連携の工夫（地域連携診療計画書の作成・普及等））
- 高齢者の居住に係る施策との連携  
（例：サービス付高齢者向け住宅の目標設定、住まいに関する計画との調和等）
- 見守りや配食などの多様な生活支援サービス

## 24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設（イメージ）

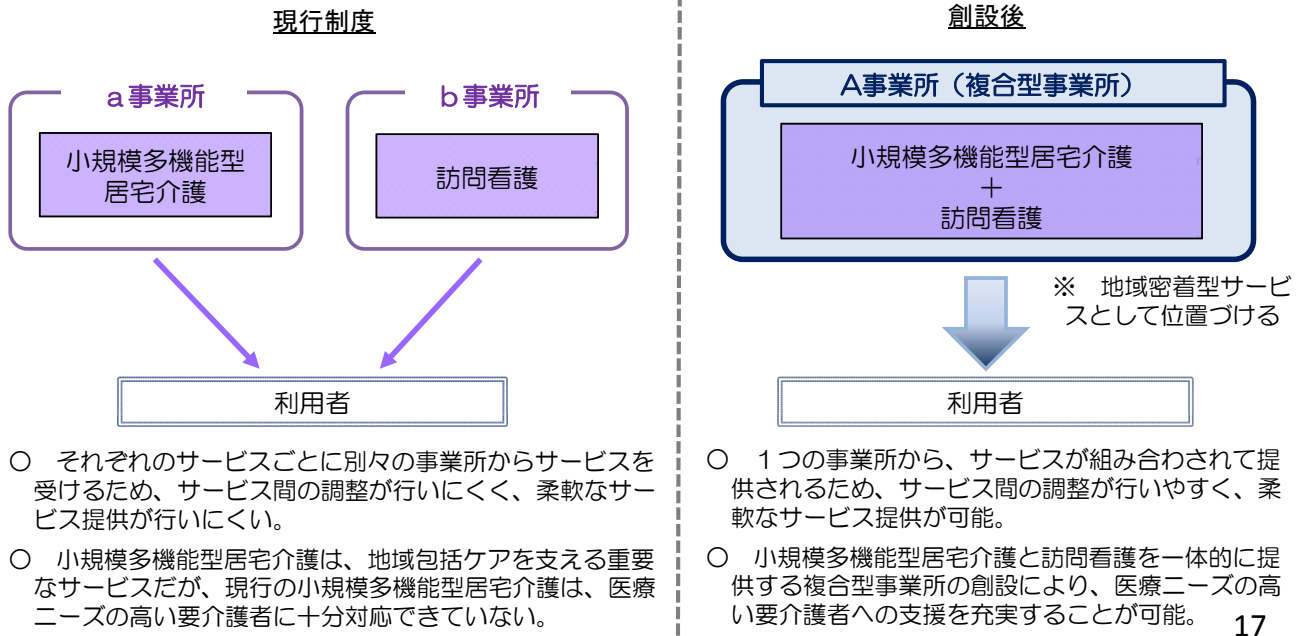
重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応サービス」を創設する。



- ※ 1つの事業所から訪問介護・訪問看護を一体的に提供する、又は、外部の訪問看護事業所と緊密な連携を図って訪問介護を実施するなど、訪問介護と訪問看護の密接な連携を図りつつ実施する。
- ※ 在宅療養支援診療所等、地域の医療機関との連携も重要となる。
- ※ 地域密着型サービスとして位置づけ、市町村（保険者）が主体となつて、圏域ごとにサービスを整備できるようにする。
- ※ オペレーターについては、単独事業所に駐在している場合のほか、複数の事業所について一括で対応する場合、24時間体制の既存施設と兼務する場合、単独事業所で携帯電話等を所持した職員が対応する場合等が考えられるが、具体的な配置の在り方については、今後検討

## 複合型サービスの創設

- 小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する複合型サービスを創設する。
- これにより、利用者は、ニーズに応じて柔軟に、医療ニーズに対応した小規模多機能型サービスなどの提供を受けられるようになる。また、事業者にとっても、柔軟な人員配置が可能になる、ケアの体制が構築しやすくなるという利点がある。



17

## 介護療養病床の取扱いについて

### 【現行規定】

○ 介護療養病床については、平成24年3月31日までに、老人保健施設や特別養護老人ホームなどの介護施設等に転換し、制度は廃止されることとなっている。

### 【現状】

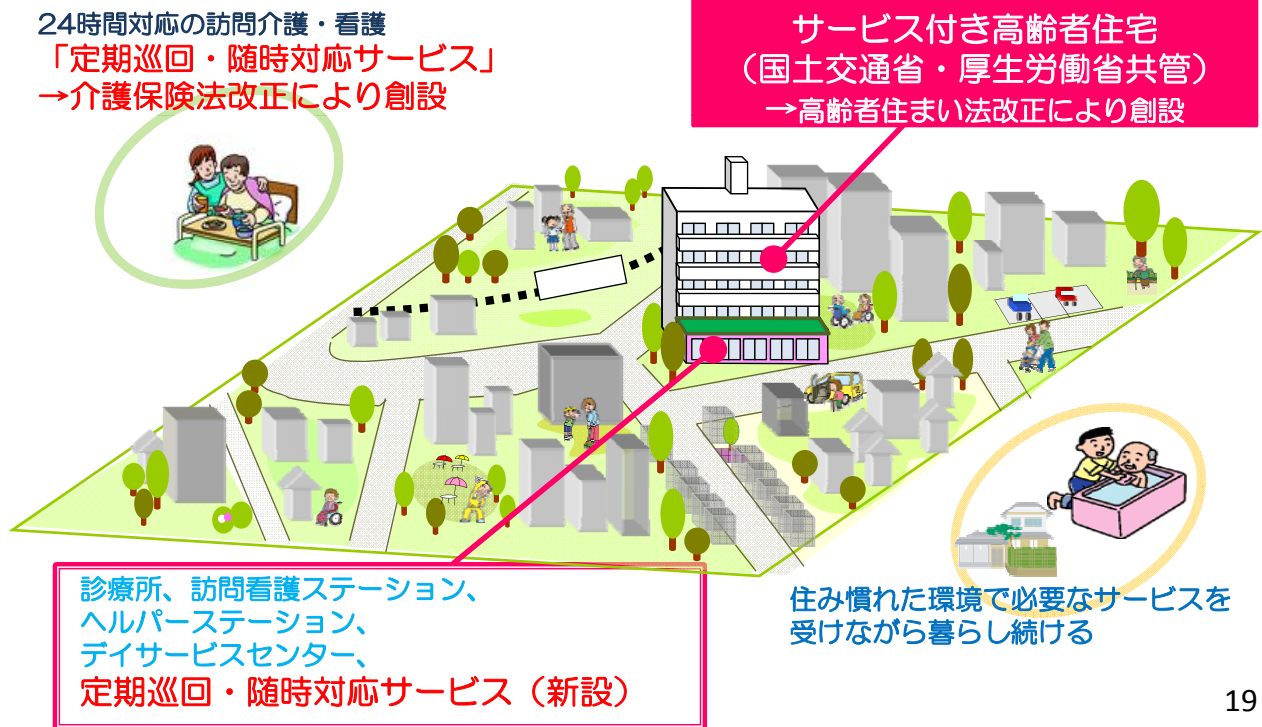
○ 平成18年で約12万床であったが、平成22年6月時点で約8.6万床であり、介護療養病床からの転換が進んでいない現状。

### 【方針】（法改正（介護保険法の附則）による対応）

1. これまでの政策方針を維持しつつ、現在存在するものについては、6年間転換期限を延長する。
2. 平成24年度以降、介護療養病床の新設は認めないこととする。
3. なお、引き続き、介護療養病床から老人保健施設等への転換を円滑に進めるための必要な追加的支援策を講じる。

## サービス付き高齢者住宅と介護保険の連携イメージ

日常生活や介護に不安を抱く「高齢単身・夫婦のみ世帯」が、特別養護老人ホームなどの施設への入所ではなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことを可能とするよう、新たに創設される「サービス付き高齢者住宅」（高齢者住まい法：国土交通省・厚生労働省共管）に、24時間対応の「定期巡回・随時対応サービス」（介護保険法：厚生労働省）などの介護サービスを組み合わせた仕組みの普及を図る。



19

## 認知症対策の推進について

### ○ 市民後見人の活用

今後、親族等による成年後見の困難な者が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市町村は、市民後見人を育成し、その活用を図ることなどによって権利擁護を推進することとする。

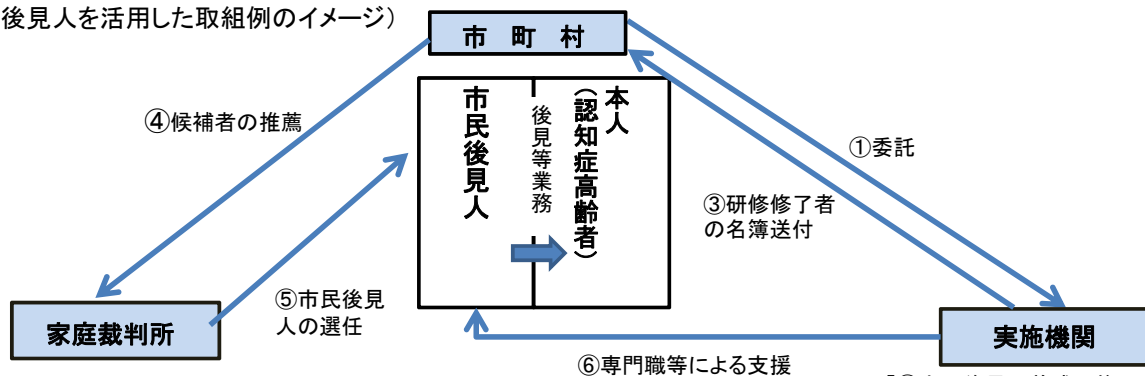
※1 「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上」の高齢者の推計  
208万人（平成22年）→ 323万人（平成37年）

※2 成年後見関係事件の申立件数は年々増加傾向（平成22年 30,079件）  
そのうち首長申立の件数  
1,876件（平成20年）→ 2,471件（平成21年）→ 3,108件（平成22年）

### ○ 認知症に関する調査研究の推進

国、地方公共団体は、認知症の予防、診断及び治療並びに認知症である者の心身の特性に応じた介護方法に関する調査研究の推進等に努めることとする。

（市民後見人を活用した取組例のイメージ）



【②市民後見人養成研修の実施】20

## 認知症患者への退院支援

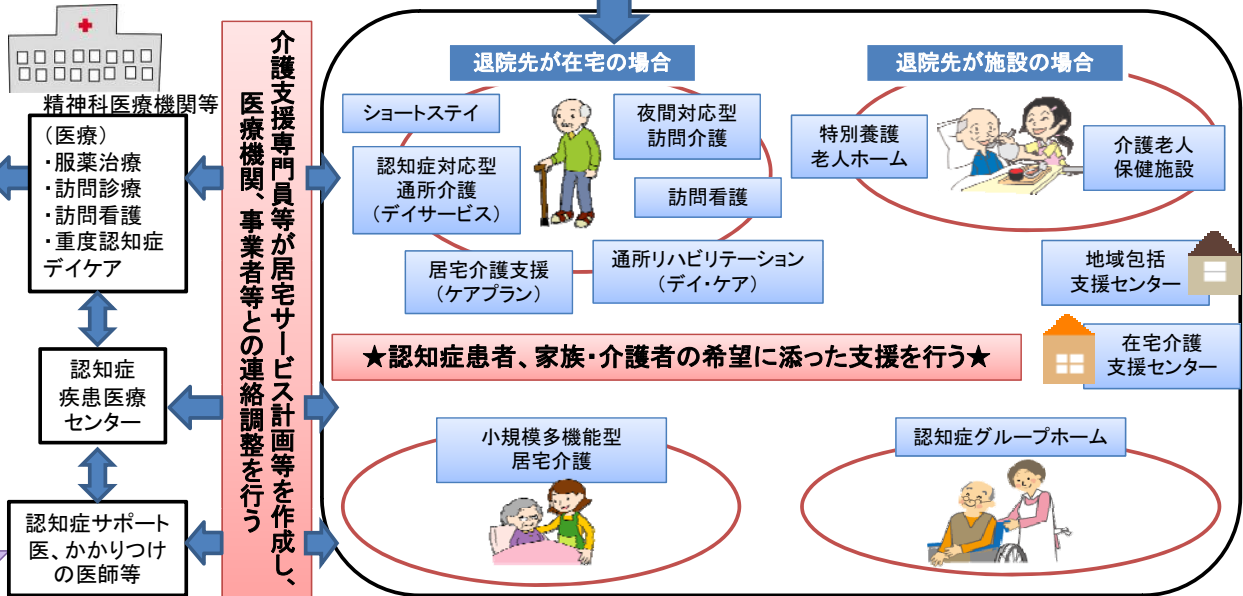
☆病状が安定しているにも関わらず、長期入院を続ける患者への退院支援☆  
・家族としては在宅で支援したいが、負担が大きく退院させること躊躇している等

### 入院

・病状安定のための治療と支援（服薬治療、精神科作業療法等）  
・退院後の生活支援に向けた介護支援専門員（ケアマネージャー）との連絡調整  
・家族や介護者への支援

### 退院

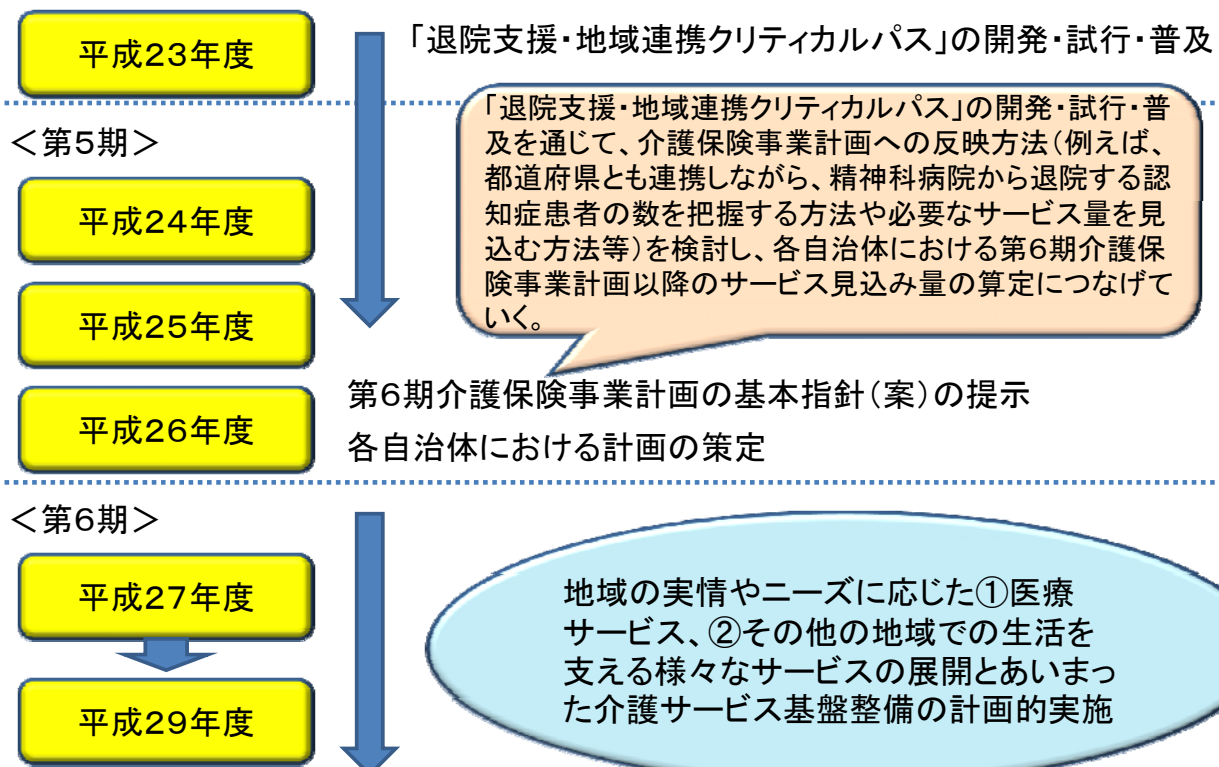
退院支援・地域連携クリティカルパスの活用



21

## 精神科病院からの退院認知症患者の受け皿整備

～ 介護保険事業計画における取扱いの検討スケジュール～



22